◎新潟県告示第1036号

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）第27条の規定により、平成25年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間を次のとおり定め、平成25年４月１日から実施する。

平成24年８月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

平成25年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間

| 実施校 | 訓練科 | 訓練延定員 | 訓練期間 |
|---|---|---|---|
| 新潟テクノスクール | 溶接科 | 40 | ６か月 |
| | ビル設備管理科 | 30 | ６か月 |
| | 総合実務科 | 20 | １年 |
| 上越テクノスクール | 溶接科 | 40 | ６か月 |
| | 木造建築科 | 15 | １年 |
| 三条テクノスクール | 溶接科 | 40 | ６か月 |
| 魚沼テクノスクール | エクステリア左官科 | 10 | １年 |
| 合　　計 | | 195 | |